平成２９年（フ）第１３６号
広島県福山市神辺町字道上2904番地１　グリーンハウスＢ105
債務者　佐藤　　愛（旧姓梅田）
１　決定年月日時　平成29年10月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
　　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１３７号
広島県福山市芦田町大字福田2784番地19
債務者　髙橋　　専
１　決定年月日時　平成29年10月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
　　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第６５０号
千葉県松戸市金ケ作345番地の20　プランドールオカダ２―202号
債務者　遠藤　進一
１　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６８４号
千葉県柏市藤心３丁目２番10号　永福第６ハイム105号
債務者　渡邉　　誠
１　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６８５号
千葉県柏市藤心３丁目２番10号　永福第６ハイム105号
債務者　渡邉　　譲
１　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７４７２号
東京都葛飾区西新小岩３丁目21－７－408
債務者　伊藤　弘美
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５２２号
東京都渋谷区本町５丁目42―10　第２富喜マンション402
債務者　須藤　　寿
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５２６号
東京都杉並区西荻北４丁目18―９―201
債務者　杉村　和子
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５３９号
東京都板橋区仲宿61―８―203
債務者　橋本　節子
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５６１号
東京都目黒区八雲１丁目１－７―407
債務者　佐々木修良
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５６３号
東京都江戸川区中葛西４丁目６－９―301
Ｔｏｍｉｋｕｒａ．３
債務者　友利　達郎
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成29年12月12日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５６７号
東京都足立区綾瀬３丁目９―18―201
債務者　大和田　亮
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成29年12月12日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５６８号
埼玉県三郷市新和２丁目102―２―101
債務者　山崎　明宏
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５６９号
東京都目黒区上目黒２丁目12―12―702
債務者　井川　元仁
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５７０号
東京都立川市砂川町６―38―５―320、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市円蔵２丁目４―41
債務者　北島　治雄（旧姓峯崎）
１　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部